

講義名：政策評価の現状と課題

講師：総務省行政評価局評価監視官 水川 明大

講義時間：10 時 30 分～12 時 00 分

I 国の政策評価制度の概要

政策の企画立案と評価は常に一体のものでそれぞれ独立して存在しているわけではない。目標の達成度を評価し、次期目標を立てるのは行政だけでなく、民間の企業もどの組織も同じ。国の場合は、法律や制度が背景にあり、税金の使い道について国民の目にさらされるので、不断の努力をしていかなければいけない。

○ 政策評価が必要な理由

政策評価が導入された 1990 年代の後半は経済状況が悪くなってきた時期。財政赤字も非常に膨れ上がり、積極的に政策を見直すことにあまり重きが置かれていなかったため、政策を立案するのみならず評価をし、その情報を積極的に国民に開示することで行政の透明性を確保しようとした。

○ 政策評価の枠組み

国の政策評価制度ではあるが、考え方や理念等についてはどの組織にも通用する。PDCA サイクルを回すことで質の高い、効率的な政策を作り上げていくことが重要。自己評価を原則としつつ、それを補う役割として、学識経験者の知見の活用や総務省行政評価局が行う各府省が行った評価の点検や複数府省にまたがる政策の評価が組み込まれている。その下に、評価結果、政策への反映状況の公表・国会への報告という情報公開まで義務付けされている。

○ 政策評価法の概要

各府省は 3～5 年の期間で基本計画を、1 年ごとに実施計画を策定する。政策評価は政策効果をできる限り定量的に把握し、必要性、効率性、有効性等の観点から自己評価をするもので、事前評価と事後評価がある。事前評価は、研究開発、公共事業、ODA、規制、租税特別措置等で義務づけられている。事後評価は未着手・未了の事業についても評価が義務づけられている。

○ 政策評価の対象

国の政策を規模の大きいものから順に政策、施策、事務事業に分類している。施策を対象として達成度を評価する実績評価方式が主流で、政府全体で約 500 の施策を一定期間のローテーションで評価をしている。大きな目標である政策のもとに、その目標を達成するための施策があり、その施策をどのような予算の個別事業を行うのかという体系のつながりを考えておくことが政策評価の前提であり、大事な視点である。

○ 政策評価の実施状況

平成 27 年度の政策評価の実施件数は 2,657 件であった。近年はこの程度の件数を推移している。また、303 件ある目標管理型の政策評価が近年注目を浴びている。目標の達成状況の評価するもので、結果は共通 5 区分に標準化されている。

○ 政策への反映状況

評価法では、各行政機関は自ら評価をし、結果を政策に反映させなければならないと規定されているが、政策評価を受けて思っていた効果が出ないときにどうするのか、止めるのか進めるのか。そこで難しい判断が出てくる。一度決めて何十億円を投じているのに今更やめられないという話がまさにあるが、それをなし崩し的に進めてきた結果財政赤字になったということが背景にあるので、中止等の判断をもたらすためにこの政策評価は活用される。

○ 予算への反映状況

政策評価結果を機械的に予算に反映させないよう、評価法では、政策評価の結果については予算の作成に当たりその適正な活用を図るよう努めなければならないとされ、努力義務となっている。

○ 複数府省にまたがる政策評価

各府省の自己評価だけでは限界があり、その場合は、第三者の目を入れる。その1つが学識経験者、もう1つが総務省である。総務省の役割の1つとして複数府省にまたがる政策について評価を行う総合性確保評価や統一性確保評価がある。評価の結果は、総務大臣から相手の大臣に対して勧告をする。この場合、総務大臣は、その結果をどのように政策に反映しているのかを事後報告させるという権限がある。これにより勧告の履行状況を政策に反映しているのかをチェックできる仕組みになっている。

II 政策評価を巡る最近の動き

2 政策評価の課題

平成25年の経済財政諮問会議では、評価結果を政策の見直しに活かす、思い切った簡素化を図りメリハリをつける、客観的なデータに基づいて評価を行なうこと等が課題として指摘された。各府省は自己評価をし、政策立案に反映させなければならないが、この評価結果の政策の見直しに活かすということはその府省でしかできないことである。組織の中で政策立案をするので、その組織のトップも含めて政策評価という道具を使って政策を見直していく意識を持っていないとただ評価しただけにとどまってしまう。その意識が組織の中にできた時、政策評価制度はその効果を発揮し、本来のねらいが出てくるのではないかと感じている。